

令和 4 年度 長浜海水浴場における自主ルール

長浜海水浴場組合は長浜海水浴場における令和 4 年度自主ルールを次のとおり定める

令和 4 年 5 月 2 日

長浜海水浴場組合

組合長 高岡 秀徳

1 営業時間に関する事項

- (1) 海の家の営業時間は、8 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

2 駆音対策に関する事項

- (1) 海水浴場周辺の生活環境への影響を抑え、静穏な状況が確保できるような地域の実情にあつた駆音対策を講じる。
- (2) 海の家内外における音楽等の放送については、安全確保を最優先とし監視所の放送を妨げないようにする。
- (3) 組合が貸与又は許可する音量制限のあるスピーカー・アンプ以外の音響機器の使用は認めない。

3 海の家の営業形態に関する事項

- (1) 「クラブ化」の形態による営業は行わない。

(2) 「クラブ化」の定義

「クラブ化」の形態による営業とは、公用財産たる国有海浜地の用途目的や、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

ア ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスを

させる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）

イ 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用客等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態

(ア) 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興することを容認するようなイベントの開催

(イ) 海の家の屋内から屋外に向けてダンスマニージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

(3) 「クラブ化禁止」徹底のための対策

ア 海の家のフロアには椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスマニージックを流すための音響設備を設けない。

イ 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海の家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。

ウ クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

4 イベント実施について

(1) イベントの定義

イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス、キッズダンス発表会等の催しをいう。

また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブ

コンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものと含むものとする。

なお、この自主ルールは、海の家における海岸利用に関する事項を定めるものであって、地元市町が海水浴場において行うイベントについて適用しない。

(2) イベント実施にあたっての対策

ア イベントは、海の家の屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家の組合員が責任をもって管理する。

イ 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。

(3) 音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導

組合の代表者は、音楽イベントを実施する予定のある海の家の組合員から、騒音対策や風紀上の対策などが記載された音楽イベント実施計画書及び海の家の店内配置図(椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの)等の書類の提出を求め、本ルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめたうえで平成30年5月30日までに県へ提出する。組合の代表者は実施計画が本ルールに適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求める。

また、1件ごとのイベントの実施内容(実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項)についても、上記計画と同様に平成30年5月30日までに県へ提出するものとするが、やむを得ず平成30年5月31日以後となる場合には、遅くともイベント実施予定日の1箇月前までに提出する。

5 暴力団排除の徹底に関する事項

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止するよう努める。
- (2) 暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成する。

6 風紀上の対策に関する事項

- (1) 海の家の従業員は、海水浴場の利用者に威圧感や警戒心を抱かせるような刺青、タトゥー等の露出を控える。
- (2) 酒類・たばこを販売する際に、購入者が未成年であると思料するときは、身分証明書等により年齢を確認したうえで販売する。
- (3) 泥酔客への酒類の提供は行わない。
- (4) 強引な客引きは行わない。

7 ゴミの処理及び清掃に関する事項

- (1) 営業活動に伴い発生するゴミの徹底分別、資源化、減量化に努める。
- (2) 台風等により大量の廃棄物が出た場合は放置せず、関係機関と相談の上迅速且つ適正に処理する。

8 災害発生時など緊急時の対応に関する事項

- (1) 災害発生時など緊急時における海水浴客の避難誘導経路など具体的方法について事前に定める。
- (2) 災害発生時など緊急時における海水浴客の避難場所、誘導手順等については、開設者、ライフセーバー、海の家事業者間で情報を共有し、行政機関等関係者との連携を図る。

9 責任の所在、要望・苦情への対応に関する事項

- (1) 海水浴場利用者や地域住民等から要望や苦情があった場合には、誠意をもって対応する。
- (2) 海水浴場利用者や地域住民等から要望や苦情等に適切に対応するために、各海の家事業者と現地営業責任者との連絡体制及び組合代表者に速やかに伝える連絡体制を整える。
- (3) 要望・苦情についての記録簿を作成し、シーズン終了後内容をとりまとめ翌年以降の適切な処理を行うための参考とする。

10 占用許可区域以外の土地の利用に関する事項

海の家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープそ

の他工作物を海の家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないように徹底する。

また、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外に車両を砂浜へ乗り入れない。

11 原状回復の徹底に関する事項

- (1) 占用期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面的に撤去し、原状回復を徹底する。
- (2) 海の家等を撤去する際、作業を請け負う業者に対し、砂浜にビニールシートを敷くなど砂浜に釘を落とさない工夫をするよう責任を持って指導し、釘の回収を行う。

12 海の家の建築・撤去時の注意に関する事項

- (1) 海の家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両侵入経路の確保、歩行者誘導、仮囲い等の対応を適切に行う。
- (2) 海の家の建設・撤去の際の工事に伴う騒音については、近隣生活環境へ影響を与えないよう、低騒音型の機械を使用するなどの配慮をする。

13 たばこ対策に関する事項

- (1) 「海水浴場では喫煙占用区域以外で喫煙してはいけない」というルールを守り、より安全できれいな海水浴場で快適に過ごしていただくため、神奈川県海水浴場等に関する条例(平成22年5月規則第71号)のうち、喫煙の規制に係る部分(喫煙ルール)の普及啓発に努める。